

三重県業務委託共通仕様書 令和8年11月一部改定

◆測量業務共通仕様書	P 1
◆地質・土質調査業務共通仕様書	P 2 ~ P 3
◆設計業務等共通仕様書	P 4 ~ P14

三重県

*主な改定箇所について記載しています。

工 種	測量業務共通仕様書
-----	-----------

令和8年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
<p>第1編 共通編 第1章 総則 第106条 業務の実施</p> <p>1. 測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第5条第3項第一号及び第二号によるものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定めその他、別途地理院より定めるマニュアルによるものとする。</p> <p>第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第106条 業務の実施</p> <p>1. 測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第5条第3項第一号及び第二号によるものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定めその他、別途国土地理院より定めるマニュアルによるものとする。</p> <p>第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。</p>	<p>国との整合</p> <p>手続の明確化</p>

令和8年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を<u>付した書面によって</u>監督員に提出しなければならない。</p> <p>第2章 機械ボーリング</p> <p>第204条 成果物</p> <p>(3) 採取したコア提出の要否は監督員より指示する。提出が必要な場合は採取したコアを<u>標本箱に収納し</u>、調査件名・孔番号・深度等を記入する。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。</p> <p>第7章 軟弱地盤技術解析</p> <p>第702条 業務内容</p> <p>3. 現況地盤解析</p> <p>(1) 地盤破壊</p> <p>設定された土質定数、荷重（地震時含む）等の条件に基づき、すべり計算（基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討含む）等を各断面にて実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。 (中略)</p> <p>(3) 地盤圧密</p> <p>設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対応する沈下時間を算定するものとする。</p>	<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</p> <p>2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に<u>その理由を監督員に連絡しなければならない。ただし、現道上の作業については書面により</u>提出しなければならない。</p> <p>第2章 機械ボーリング</p> <p>第204条 成果物</p> <p>(3) 採取したコア提出の要否は、<u>監督員より指示する。提出が必要な場合は採取したコアは試料箱（コア箱）に、調査件名・孔番号・深度等を記入し、提出するものとする。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビン等に密封して収納するものとする。提出が不要な場合は、採取したコアと納めた試料箱（コア箱）の処分について監督員と協議するものとする。</u></p> <p>第7章 軟弱地盤技術解析</p> <p>第702条 業務内容</p> <p>3. 現況地盤解析</p> <p>(1) 地盤破壊</p> <p>設定された土質定数、荷重（地震時含む）等の条件に基づき、すべり計算（基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討<u>を</u>含む）等を各断面にて実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。 (中略)</p> <p>(3) 地盤圧密<u>沈下</u></p> <p>設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対応する沈下時間を算定するものとする。</p>	<p>手続の明確化</p> <p>国との整合</p> <p>表現の適正化・明確化</p>

令和8年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
<p>4. 検討対策工法の選定</p> <p>当該土質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し、各工法の特Ⓐ性・経済性を概略的に比較検討のうえ、詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つ又は複数選定するものとする。</p>	<p>4. 検討対策工法の選定</p> <p>当該地質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し、各工法の特Ⓐ性・経済性を概略的に比較検討の上、詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つ又は複数選定するものとする。</p>	<p>表現の適正化・明確化</p>

工 種	設計業務等共通仕様書
-----	------------

令和8年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1102条 用語の定義 36. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、<u>発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。</u> <u>ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。</u></p> <p>第1135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を監督員に提出しなければならない。</p> <p>第2章 設計業務等一般 第1209条 設計業務の条件 12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。（中略） また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1102条 用語の定義 36. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、情報共有システムを用いて作成<u>され</u>、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示<u>が行われたもの</u>を有効とする。 <u>ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したのもも有効とする。</u></p> <p>第1135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に<u>その理由を監督員に連絡しなければならない。ただし、現道上の作業については書面により</u>提出しなければならない。</p> <p>第2章 設計業務等一般 第1209条 設計業務の条件 12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「<u>設計段階における新技術・新工法検討の手引き</u>」に基づき、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。（中略） また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「<u>設計段階における新技術・新工法検討の手引き</u>」に基づき、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。</p>	<p>情報共有システム利用の原則化</p> <p>手続の明確化</p> <p>国との整合</p>

令和8年11月 一部改定

現 行				改 定				備 考
(参考) 主要技術基準及び参考図書				(参考) 主要技術基準及び参考図書				適用基準類との 整合
R7.3現在				R8.3現在				
No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	No.	名 称	編集又は発行所名	発行年月	
〔1〕共 通				〔1〕共 通				
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—	1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会	—	
2	土木製図基準[2009 年改訂版]	土木学会	H21. 2	2	土木製図基準[2009 年改訂版]	土木学会	H21. 2	
3	水理公式集 2018 年版	土木学会	R 元. 3	3	水理公式集 2018 年版	土木学会	R 元. 3	
4	JIS ハンドブック	日本規格協会	最新版	4	JIS ハンドブック	日本規格協会	最新版	
5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R7.3	5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省	R8.3	
6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省	R 元. 9	6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省	R 元. 9	
7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17. 3	7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省	H17. 3	
8	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18. 2	8	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会	H18. 2	
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12. 3	9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会	H12. 3	
10	土木工事共通仕様書	国土交通省	R7.3	10	土木工事共通仕様書	国土交通省	R8.3	
11	地盤調査の方法と解説 (2 分冊)	地盤工学会	H25. 3	11	地盤調査の方法と解説 (2 分冊)	地盤工学会	H25. 3	
12	地盤材料試験の方法と解説(2 分冊)	地盤工学会	R2. 12	12	地盤材料試験の方法と解説(2 分冊)	地盤工学会	R2. 12	
13	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28. 10	13	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省	H28. 10	
14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	R5. 3	14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省	R5. 3	
15	公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	R5. 3	15	公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会	R5. 3	
16	公共測量 作業規程の準則 (平成 28 年 3 月 31 日改正版) 解説と運用 基準点測量、応用測量編	日本測量協会	R6. 4	16	公共測量 作業規程の準則 (平成 28 年 3 月 31 日改正版) 解説と運用 基準点測量、応用測量編	日本測量協会	R6. 4	
17	公共測量 作業規程の準則 (平成 28 年 3 月 31 日改正版) 解説と運用 地形測量及び写真測量編	日本測量協会	R6. 6	17	公共測量 作業規程の準則 (平成 28 年 3 月 31 日改正版) 解説と運用 地形測量及び写真測量編	日本測量協会	R6. 6	
18	測量成果電子納品要領	国土交通省	R6. 3	18	測量成果電子納品要領	国土交通省	R6. 3	
19	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19. 11	19	測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院	H19. 11	
20	基本水準点の 2000 年度平均成果改定に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13. 5	20	基本水準点の 2000 年度平均成果改定に伴う公共水準点成果改訂マニュアル(案)	国土地理院	H13. 5	
21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	R6. 2	21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院	R6. 2	
22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	R6. 3	22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省	R6. 3	
23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	R6. 3	23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省	R6. 3	
24	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H30. 3	24	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省	H30. 3	
25	2022 年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	R5. 3	25	2022 年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会	R5. 3	
26	2023 年制定 舗装標準示方書	土木学会	R5. 10	26	2023 年制定 舗装標準示方書	土木学会	R5. 10	
(以下、略)				(以下、略)				

令和8年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
<p>第2編 河川編 第1章 河川環境調査 第3節 河川水辺環境調査</p> <p>本調査は、河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成28年1月）及び河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター・平成13年8月）に準拠して、実施するものとする。</p> <p>第2111条 河川水辺環境調査の区分 河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>（1）基本調査</p> <p>1）魚類調査</p> <p>2）底生動物調査</p> <p>3）植物調査</p> <p>4）鳥類調査</p> <p>5）両生類・爬虫類・哺乳類調査</p> <p>6）陸上昆虫類等調査</p> <p>7）河川環境基図作成調査</p> <p>（2）河川空間利用実態調査</p> <p>（3）河川水辺総括資料作成調査</p> <p>第2112条 魚類調査</p> <p>1．業務目的 本調査は、河川における魚類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2．業務内容</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）事前調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。</p>	<p>第2編 河川編 第1章 河川環境調査 第3節 河川水辺環境調査</p> <p>本調査は、河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・令和7年9月）及び河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター・平成13年8月）に準拠して、実施するものとする。</p> <p>第2111条 河川水辺環境調査の区分 河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>（1）基本調査</p> <p>1）魚類採捕調査</p> <p>2）魚類環境 DNA 調査</p> <p>3）底生動物調査</p> <p>4）植物調査</p> <p>5）鳥類調査</p> <p>6）両生類・爬虫類・哺乳類調査</p> <p>7）陸上昆虫類等調査</p> <p>8）河川環境基図作成調査</p> <p>（2）河川空間利用実態調査</p> <p>（3）河川水辺総括資料作成調査</p> <p>第2112条 魚類採捕調査</p> <p>1．業務目的 本調査は、河川における魚類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>2．業務内容</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）事前調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。</p>	<p>適用基準類との整合</p> <p>新技術の導入に伴う修正</p> <p>適用基準類との整合</p>

工 種	設計業務等共通仕様書
-----	------------

令和8年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
<p>なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成28年1月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。</p> <p>(3) 現地調査計画策定</p> <p>受注者は、全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成28年1月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。</p> <p>(4) 現地調査</p> <p>受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。</p> <p>(5) 調査成果のとりまとめ</p> <p>受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、下記のようにとりまとめるものとする。</p> <p>1) 考察・評価</p> <p>受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・平成28年1月）」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。</p> <p>2) データの入力</p> <p>受注者は、「河川水辺の国勢調査入出力システム【河川版】(Ver3.90)（リバーフロント整備センター・平成27年度版）」に基づき調査データの入力を行う。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・令和7年9月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。</p> <p>(3) 現地調査計画策定</p> <p>受注者は、全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・令和7年9月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。</p> <p>(4) 現地調査</p> <p>受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。</p> <p>(5) 調査成果のとりまとめ</p> <p>受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、下記のようにとりまとめるものとする。</p> <p>1) 考察・評価</p> <p>受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・令和7年9月）」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。</p> <p>2) データの入力</p> <p>受注者は、<u>国土交通省水管理・国土保全局の河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）ホームページの「河川水辺の国勢調査入出力システム」を用いて調査結果データ</u>の入力を行う。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>適用基準類との整合</p>

令和8年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
<p>(新規追加)</p> <p>※これに伴い、以下の条番号が1つずつ繰り下がり 第2113条 底生動物調査 → 第2114条 第2114条 植物調査 → 第2115条 (以降、第2121条 成果物 まで同様)</p>	<p>第2113条 魚類環境DNA調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、魚類の生息状況を、環境 DNA 調査を基に把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 なお、(2) 現地調査計画策定、(3) 現地調査については、第2112条魚類採捕調査に準ずるものとする。</p> <p>(4) 分析 受注者は、調査成果について、「ろ過」、「DNA の抽出」、「DNA の分析」を行うものとし、各分析工程の実施日は工程毎に記録するものとする。また、各工程の作業が複数回にわたる場合は分析回を記録する。</p> <p>(5) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめるものとする。 なお、受注者は、国土交通省水管理・国土保全局の河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）ホームページの「河川水辺の国勢調査入出力システム」を用いて調査結果データの入力を行う。</p> <p>(6) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>新規追加 (新技術の導入)</p>

令和8年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
<p>第2115条 鳥類調査</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本調査は、河川内における鳥類の生息状況を把握することを目的とする。</p> <p>(以下、略)</p> <p>第2118条 河川環境基図作成調査</p> <p>1. 業務目的</p> <p>河川環境基図を作成するため、河川内における植生の状況、河道の瀬と淵の状況、水際部の状況、河川横断施設の状況等の河川環境からみた河川状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) <u>資料</u>調査</p> <p>受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。</p> <p>(3) 現地調査</p> <p>受注者は、<u>資料調査の成果を踏まえ</u>、調査を実施するものとする。</p> <p>(4) 調査成果のとりまとめ</p> <p>受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、河川環境基図を作成するものとする。</p>	<p>2116条 鳥類調査</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本調査は、河川内における鳥類の生息状況<u>とともに、集団分布地の状況</u>を把握することを目的とする。</p> <p>(以下、略)</p> <p>第2119条 河川環境基図作成調査</p> <p>1. 業務目的</p> <p>河川環境基図を作成するため、河川内における植生の状況、河道の瀬と淵の状況、水際部の状況、河川横断施設の状況等の河川環境からみた河川状況を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) <u>事前</u>調査</p> <p>受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。</p> <p>(3) <u>現地調査計画策定</u></p> <p><u>受注者は、全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、監督員の承諾を得るものとする。</u></p> <p><u>なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・令和7年9月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。</u></p> <p>(4) 現地調査</p> <p>受注者は、<u>現地調査計画に基づき</u>、調査を実施するものとする。</p> <p>(5) 調査成果のとりまとめ</p> <p>受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、河川環境基図を作成するものとする。</p>	<p>語句追加（国との整合）</p> <p>条ずれおよび関連基準類の改定に伴う修正</p>

令和8年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
<p>(5) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第5編 ダム編 第1章 ダム環境調査 第3節 ダム湖環境調査 本調査は、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】」（国土交通省・平成28年1月）（以下この節において「マニュアル」という。）に準拠して、実施するものとする。</p> <p>第5111条 ダム湖環境調査の区分 ダム湖環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1) 基本調査</p> <p>① 魚類調査</p> <p>② 底生動物調査</p> <p>③ 動植物プランクトン調査</p> <p>④ 植物調査（植物相調査）</p> <p>⑤ 鳥類調査</p> <p>⑥ 両生類・爬虫類・哺乳類調査</p> <p>⑦ 陸上昆虫類等調査</p> <p>⑧ ダム湖環境基図作成調査</p> <p>(2) ダム湖利用実態調査</p> <p>第5112条 魚類調査 2. 業務内容 (1)～(4) (略)</p>	<p>(6) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p> <p>第5編 ダム編 第1章 ダム環境調査 第3節 ダム湖環境調査 本調査は、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】」（国土交通省・令和7年9月）（以下この節において「マニュアル」という。）に準拠して、実施するものとする。</p> <p>第5111条 ダム湖環境調査の区分 ダム湖環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1) 基本調査</p> <p>① 魚類採捕調査</p> <p>② 魚類環境 DNA 調査</p> <p>③ 底生動物調査</p> <p>④ 動植物プランクトン調査</p> <p>⑤ 植物調査（植物相調査）</p> <p>⑥ 鳥類調査</p> <p>⑦ 両生類・爬虫類・哺乳類調査</p> <p>⑧ 陸上昆虫類等調査</p> <p>⑨ ダム湖環境基図作成調査</p> <p>(2) ダム湖利用実態調査</p> <p>第5112条 魚類採捕調査 2. 業務内容 (1)～(4) (略)</p>	<p>適用基準類との整合</p> <p>新技術の導入に伴う修正</p> <p>適用基準類との整合</p>

令和8年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
<p>(5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集した魚類を室内に持ち帰り、調査地点別に同定及び計数を行う。また必要に応じ標本の作成を行う。 (以下、略)</p> <p>(新規追加)</p> <p>※これに伴い、以下の条番号が1つずつ繰り下がり 第5113条 底生動物調査 → 第5114条 第5114条 動植物プランクトン調査 → 第5115条 (以降、第5118条 陸上昆虫類等調査 まで同様)</p>	<p>(5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集した魚類を室内に持ち帰り、調査地点別に同定及び計数を行う。また必要に応じ標本の作成を行う。 (以下、略)</p> <p>第5113条 魚類環境DNA調査</p> <p>1. 業務目的 本調査は、魚類の生息状況を、環境 DNA 調査を基に把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 なお、(2) 現地調査計画策定、(3) 現地調査については、第5112条魚類採捕調査に準ずるものとする。</p> <p>(4) 分析 受注者は、調査成果について、「ろ過」、「DNA の抽出」、「DNA の分析」を行うものとし、各分析工程の実施日は工程毎に記録するものとする。また、各工程の作業が複数回にわたる場合は分析回を記録する。</p> <p>(5) 調査成果のとりまとめ 受注者は、マニュアルに基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。また、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p>(6) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	<p>新規追加 (新技術の導入)</p>

令和8年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
<p>第5114条 動植物プランクトン調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第5112条魚類調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 室内分析</p> <p>受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、必要な前処理を行い、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ</p> <p>受注者は、マニュアルに基づき、<u>学識経験者の助言を仰ぎ</u>、調査結果<u>を</u>とりまとめ、<u>考察を行う</u>。また、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(新規追加)</p> <p>※これに伴い、以下の条番号が2つずつ繰り下がり</p> <p>第5119条 ダム湖利用実態調査 → 第5121条</p> <p>第5120条 成果物 → 第5122条</p>	<p>第5115条 動植物プランクトン調査</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第5112条魚類<u>採捕</u>調査に準ずるものとする。</p> <p>(5) 室内分析</p> <p>受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、必要な前処理を行い、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。</p> <p>(6) 調査成果の取りまとめ</p> <p>受注者は、マニュアルに基づき、調査結果<u>について所定の様式に</u>とりまとめ<u>る</u>。また、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。</p> <p>(以下、略)</p> <p>第5120条 ダム湖環境基図作成調査</p> <p>1. 業務目的</p> <p>本調査は、生物の良好な生息・生育環境の保全を念頭においた適切なダム管理に資するため、ダム湖及びその周辺における植生、河川環境、構造物等を把握することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(1) 計画準備</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 事前調査</p> <p>受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。</p>	<p>条ずれおよび関連基準類の改定に伴う修正</p> <p>新規追加 (新技術の導入)</p>

令和8年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
	<p>(3) 現地調査計画策定</p> <p>1) 現地踏査 受注者は、現地調査計画の策定にあたっては、全体調査計画、前回の調査、文献調査、聞き取り調査の成果を踏まえ、調査対象ダム湖及びその周辺、流入河川・下流河川等の現地踏査を行うものとする。</p> <p>2) 現地調査計画書の作成 受注者は、調査地点の設定、調査時期及び回数の設定、調査方法の選定を行い、現地調査計画書を作成するものとする。 なお、計画策定にあたっては、マニュアルに基づき学識経験者の助言を得るようにするものとする。</p> <p>(4) 現地調査 受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。</p> <p>(5) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ・考察を行い、ダム湖環境基図を作成するものとする。</p> <p>(6) 照査 受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	

工 種	設計業務等共通仕様書
-----	------------

令和8年11月 一部改定

現 行	改 定	備 考
<p>第8編 港湾・漁港編 第1章 港湾・漁港等設計業務等の総則 第1節 一般事項 第8104条 業務管理 業務管理については、港湾局仕様書第1編第1章総則1-33を適用する。</p> <p>第8105条 安全管理 安全管理については、本仕様書共通編第1章のほか、港湾局仕様書第1編第1章総則1-34を適用する。ただし、港湾局仕様書における「事故災害発生報告書」の項目については適用しない。</p> <p>第8106条 環境保全 環境保全については、港湾局仕様書第1編第1章総則1-35を適用する。</p>	<p>第8編 港湾・漁港編 第1章 港湾・漁港等設計業務等の総則 第1節 一般事項 第8104条 業務管理 業務管理については、港湾局仕様書第1編第1章総則1-34を適用する。</p> <p>第8105条 安全管理 安全管理については、本仕様書共通編第1章のほか、港湾局仕様書第1編第1章総則1-35を適用する。ただし、港湾局仕様書における「事故災害発生報告書」の項目については適用しない。</p> <p>第8106条 環境保全 環境保全については、港湾局仕様書第1編第1章総則1-36を適用する。</p>	<p>港湾局仕様書の改定に伴う条項ズレの修正</p>